

# 「敗戦70年、今日本を問い直す

## 3/1集会」から、市民共同宣言運動へ

不戦ネットも参加している「韓国併合100年」東海行動実行委員会は、3・1朝鮮独立運動96周年企画として、3月1日に東別院会館で、「日韓(韓日)条約50年・敗戦70年、今、日本を問い直す」集会を、100名を超える参加者の下に行った。

### 基調講演の内容

内海愛子さん(恵泉女学園大学名誉教授)の講演は、日本が34ヶ国と戦争をしたことの確認から始まり、敗戦後憲法の公布と施行過程で旧植民地出身者を「日本国民」から排除した話へと続いた。1946年11月3日に公布された日本国憲法が施行される1日前の1947年5月2日昭和天皇最後の勅令「外国人登録令」が出され、それまで日本国民とされてきた台湾人・朝鮮人が外国人とされ、従って翌日の憲法における「国民」からも排除された。1950年5月4日公布の国籍法は出生時に父または母が日本国籍である人のみを日本国民とし、選挙法の改正により戸籍法の適用を受けない者(在日台湾人朝鮮人)の選挙権・被選挙権も認めなくした。

次に戦争裁判と植民地支配の問題である。日本は1945年8月14日に米英中ソに「ポツダム宣言」受諾を通告したが、そこでは日本の戦争犯罪を裁く裁判の実施が記されており、連合軍最高司令官マッカーサー元帥はこの条文を根拠に極東国際軍事裁判(東京裁判)を1946年5月より実施した。そこでは英米蘭仏の植民地や中国における日本軍の侵略・残虐行為は裁かれたが、朝鮮半島支配は審議の対象になっていなかった。BC級戦犯裁判は、捕虜虐待、住民虐殺、細菌戦、憲兵による住民虐待、戦時性暴力、民間人抑留など通例の戦争犯罪を裁くものであるが、連合軍は連合軍の捕虜の問題を重視した。そして「朝鮮人を日本人と見なして裁く」という方針であり、一方朝鮮人に対する強制連行は裁かれなかった。有罪者数の73%の321人が旧植民地出身者(朝鮮人・台湾人)で、この大部分が捕虜の監視員であった(日本帝国は、捕虜を管理するために朝鮮半島から朝鮮人を集めたのである)。

ポ宣言には賠償の支払いの項もあり、米国は初期には厳しく取り立てる方針であったが、アジアの冷戦激化の中で支払を「役務」という方式に制限した。



役務、生産物供与、加工賠償の方式は、アジアの賠償要求をある程度満たし、日本の生産力をたかめ、アメリカのアジアにおける安全保障強化とも併せて、一石三鳥の利益を追求した賠償支払＝経済協力方式であった。これが日韓条約の内容を規定している。

そして、1952年の講和条約と日米安保条約は、沖縄の切り捨てと賠償の切り捨てであり、生産物と役務による賠償は、被害者への個人賠償なしを意味した。以上が、基調講演の主な内容である。

### 今後の課題—三団体からの問題提起—

名古屋三菱女子勤労挺身隊訴訟を支援する会共同代表高橋信さんからは、日本企業を対象にした韓国内の損害賠償請求訴訟の現状が紹介され、戦後補償実現に向けての課題と戦後70年にあたって歴史修正主義を許さず、過去清算を実現する観点に立った市民の声明を出そうという提案があった。重重プロジェクト安世鴻日本軍「慰安婦」写真展実行委員会安世鴻さんからは、日韓条約では個人賠償や「慰安婦」のことは全く記載されていないこと、日本政府はいつも問題の本質や責任を回避していることなどが指摘された。NPO法人三千里鐵道事務局長韓基徳さんからは、「日本会議」に対抗して「平和会議」をつくろう、そのためには財政的基盤が必要であり、一般の人がお金を出しやすいシステムを作ろうという提案があった。その後主催者からも、市民宣言を出そうという提案があり、検討することとなった。

### 戦後70年市民共同宣言へ

集会での提起を受けて、その具体化の検討を実行委員会と有志で行い、過去の責任と戦後の責任を含めて自分たちを問う内容としつつ、私たちが何をしなければならないのかを広く世の中に訴える声明とすることなどを決めた。具体的には、「戦後70年市民共同宣言の会あいち」ということで、早急に呼びかけ人をお願いする要請書をつくり、その後広く賛同団体・個人を募り、6月中に発表しようということを取り組んでいる。ぜひ皆さんも一緒にこの運動を進めようではありませんか！ (藤井克彦)